

シミツクホールディングス株式会社
定 款

1. 昭和60年 3月14日会社成立
2. 平成 4年12月 1日定款変更
3. 平成 6年 7月25日定款変更
4. 平成 9年 8月22日定款変更
5. 平成10年12月18日定款変更
6. 平成11年 9月13日定款変更
7. 平成11年12月17日定款変更
8. 平成12年 7月 3日定款変更
9. 平成13年 8月 1日定款変更
10. 平成13年 9月10日定款変更
11. 平成13年12月26日定款変更
12. 平成14年12月19日定款変更
13. 平成15年12月18日定款変更
14. 平成18年12月15日定款変更
15. 平成19年12月14日定款変更
16. 平成21年12月15日定款変更
17. 平成22年12月15日定款変更
18. 平成23年 2月17日定款変更
19. 平成23年12月15日定款変更
20. 平成25年12月13日定款変更
21. 平成26年12月17日定款変更
22. 平成27年05月 1日附則削除
23. 平成27年12月16日定款変更
24. 平成28年12月15日定款変更
25. 令和 3年12月15日定款変更

第1章 総 則

第1条 （商 号）

当社は、シミックホールディングス株式会社と称し、英文では、CMIC HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

第2条 （目 的）

当社は、次の事業を営むこと、および次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 医薬品・医薬部外品・医療機器・診断薬、動物用医薬品・化粧品・試薬その他化学的製品・機能性食品の開発および開発受託
- (2) 医薬品・医薬部外品・医療機器・診断薬、動物用医薬品・化粧品・試薬その他化学的製品・機能性食品の製造、販売、輸出入および製造受託
- (3) 疫学研究、臨床研究等の受託
- (4) 前三号に係るコンサルティング業務
- (5) 医療情報、薬剤情報、健康情報等の収集および提供
- (6) 医療に関する研究会、セミナーの企画・開催および事務局の運営管理業務受託
- (7) 医学書の企画、翻訳、編集、制作、出版、販売
- (8) 病院の経営および経営指導
- (9) 薬局の経営および経営指導
- (10) 在宅介護用具の製造、販売およびリース
- (11) 医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、病院経営者などの医療関係者の人材紹介業
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 電子計算機および機器類の販売、賃貸借、保守および輸出入
- (14) 電子計算機による統計・解析等の情報処理業務の受託
- (15) 情報システムの開発、製造、販売、賃貸借、保守および輸出入
- (16) 情報システムに関わるサービスの提供、教育およびコンサルティング業務
- (17) 著作権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、使用許諾、管理および譲渡ならびにこれらの仲介
- (18) 広告代理業
- (19) 損害保険代理業務ならびに生命保険の募集に関する業務
- (20) 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介
- (21) 日用雑貨品、看護用品の開発、製造、販売およびリース

- (22) 経営、人材開発、教育、健康、会議・イベント企画の運営、医療および食生活のコンサルティング業務
- (23) 有価証券の保有・売買および各債権の売買・委託、貸金業、クレジットカード業務の金融業
- (24) ホテル、研修所等の宿泊施設および付随施設の管理運営に関する業務
- (25) 農作物の栽培、加工および販売に関する業務
- (26) 倉庫業
- (27) 前各号の目的を遂行するため、他と共同してこれを営み、または他に出資しもしくは他の会社の発起人になること
- (28) 前各号に付帯または関連する一切の業務

2 当社は、前項に附帯または関連する一切の事業を営むことを目的とする。

第3条 （本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 （機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 （公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 （発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、4, 6 0 0 万株とする。

第7条 （単元株式数）

当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

第 8 条 （単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 9 条 （株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 10 条 （株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第 11 条 （招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年 1 2 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 12 条 （定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。

第 13 条 （招集権者および議長）

株主総会は、取締役会であらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項により株主総会を招集すべき者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 14 条 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 15 条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 （議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 17 条 （員 数）

当社の取締役は、15 名以内とする。

第 18 条 （選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 19 条 （任 期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第20条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第21条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会であらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項により取締役会を招集すべき者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第22条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第23条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

第24条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第25条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第26条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する

ことができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第27条（員 数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第28条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条（任 期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第30条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第31条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第32条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第33条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 3 4 条 （報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 3 5 条 （監査役の責任免除）

当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

第 3 6 条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日から翌年 9 月 3 0 日までの 1 年とする。

第 3 7 条 （剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第 3 8 条 （剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 3 9 条 （配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。